## 在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

南アフリカにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

#### 【タイトル】

Traffic Registration Number Certification の提示に関する注意喚起

#### 【ポイント】

警察官から Traffic Registration Number Certification (以下「TRNC」)の 提示を求められるケースが増加しています。「外国人が車を運転するにあたり取得 しておかなければならない、などと説明を受ける場合があります。TRNC 提示は法 的な義務ではありませんが、提示を求められた場合の対応等についてご案内いた します。

### 【本文】

- 1 以前もご案内させて頂きましたが、また最近、警察官から検問などにおいて TRNC の提示を求められ、所持していない場合、外国人は TRNC を取得しておかなければならず、車を運転する際は携行していなければならない、などと説明されるケースが増加しています。
- 2 TRNC は、外国人が自動車を購入、登録する際に必要なものであり、当地において運転する際に必要なものではありません。しかしながら、運転するためにその取得と携行が必須であると説明する警察官もいます。
- 3 運転する際に必要なものは、以下のいずれかです。
  - (1)日本の公安委員会が発行した有効な運転免許証及び翻訳証明
  - (2) 有効な国外/国際運転免許証及び当該国外/国際運転免許証取得の基となった有効な運転免許証
  - (3)日本以外の国で発行された有効な運転免許証及び南アフリカにある発行国の大使館発行翻訳証明
- 4 TRNC の提示を求められた場合の対応例は下記の通りです。
- (1) 有効な運転免許証などを提示し、携行しているもので当地において運転は可能であることを説明する。
- (2)会社名義の車を運転されている方は、会社から貸与されている車であること、会社の Traffic Registration Number、会社代表者氏名及び署名などが記載された文書を会社から発行してもらい、警察官に提示して説明する(ただし、当該説明に法的な効力はありません)。
- (3) 警察官から現場で現金を求められた場合は、当該警察官の対応は違法な取り扱いの可能性がありますので、その場合は、この処分について「正式な罰金/反則金請求書を出すことができるか」と問いただす。

# 在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

(4) それでもまだ現金等を求められた場合は、Johannesburg Metropolitan Police Department (JMPD) 汚職対策班に連絡し、対応を求める。

(連絡先) Inspector Patric Mabasa: 082-551-5391

UNIT: 083-334-6693

- 5 なお、車の購入予定がなくとも TRNC を取得することは可能です。
- 6 TRNC に関する情報は、南アフリカ政府ホームページ(以下の URL 参考)から 入手できます。

https://www.gov.za/services/driving-licence-driving/apply-traffic-register-number

### 【問い合わせ先】

在南アフリカ日本国大使館

HP: http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

住所: 259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電話: +27 12 452 1500 領事・警備

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の

URLから停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete